

「環境学習用器材」の貸与に関する取扱要領

令和3年4月1日 一部改正

(趣旨)

第1 兵庫県内における環境保全創造活動の活性化を図るため、ひょうごエコプラザにて所有する「環境学習用器材」(以下「器材」)の貸与に関して必要な事項を以下に定めるものとする。

(貸与の基準)

第2 公益財団法人ひょうご環境創造協会(以下、「協会」)は、次の各号のいずれかに該当する場合、器材を貸与できるものとする。

1. 協会の会員であること
2. 兵庫県地球温暖化防止活動推進員であること
3. 上記のほか、環境講演会やイベント等、環境保全創造活動に使用する場合で、協会が特に認めた場合

(貸与するもの)

第3 貸与する物品の品名、数量は、「環境学習用器材一覧」のとおりとする。

(貸与できる数量)

第4 貸与できる物品の数量は、原則として一団体一回あたり5品目までとする。

(貸与期間)

第5 器材の貸与を受けられる期間は、原則として2週間以内とする。但し、環境の保全や創造等に関する展示会等で長期間にわたって掲示を希望する場合はこの限りではない。

(器材の受け渡しについて)

第6 器材の受け渡しは、申請者が直接ひょうごエコプラザに来訪する、もしくは送付で行うものとする。送付の場合、別表の送料負担一覧に従って送料を負担する。

(申請手続)

第7 器材の貸与を受けようとする者は、使用を希望する日の2ヶ月前から2週間前までに様式1「環境学習用器材貸出申込書」を協会に提出するものとする。

(貸与の優先順位)

第8 器材の使用を希望する日程が複数の団体間で重複した場合は、協会が申請様式を受領した日程の早いものを優先するものとする。

(承諾の通知)

第9 協会は、申請内容について審査を行い、承諾の可否について申請者宛に通知するものとする。

(承諾の取り消し)

第10 協会は、器材貸与の承諾を行った後であっても、申請等に不備があると判断した場合は、承諾を取り消すことができるものとする。
また、協会は貸与中であっても、貸与を中止し、器材の返却を要求できるものとする。
その場合、借用者は速やかに協会に返却するものとする。

(亡失・損傷時の対応)

第11 借用者は、貸与物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに微細な報告書を協会に提出しなければならない。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実を証明する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付するものとする。
第12 借用者が器材を亡失あるいは損傷した場合、原状回復にかかる費用は原則として借用者が負担するものとする。

(返却について)

第13 借用者は期日までに、協会が指定する送付先まで返却するものとする。

(使用報告)

第14 借用者は器材の使用後、様式2「器材利用報告書」を協会に提出するものとする。

(転貸の禁止)

第15 器材は、使用承諾を受けたものののみが使用できるものとし、第三者への転貸をしてはならない。

(補則)

第16 この要領に定めるもののほか必要な事項は、協会がその都度、別に定めるものとする。

別表) 送料負担一覧

	貸出	返却
協会会員	協会負担	借用者負担
非会員	借用者負担	借用者負担
地球温暖化防止活動推進員	協会負担	協会負担

※金額は器材の大きさによって異なるため、随時対応とする。